

孤独・孤立対策に係る 令和 8 年度予算、令和 7 年度補正予算等 について

令和 8 年 3 月 1 9 日

内閣府孤独・孤立対策推進室



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立対策推進交付金 (内閣府孤独・孤立対策推進室)

8年度概算決定額 1.4億円 (7年度予算額 1.4億円)

7年度補正予算額 1.2億円

事業概要・目的

- 令和6年に孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

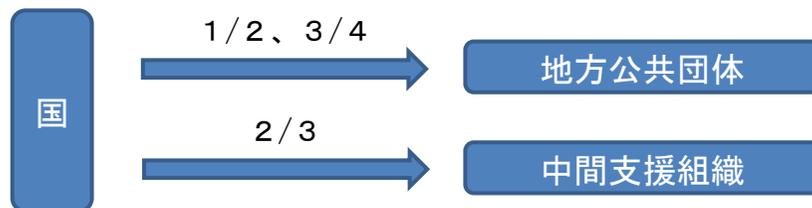
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

(地方公共団体向けのメニュー)

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。1

【単位：百万円】

- 民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究 17

「安心・つながりプロジェクトチーム」とりまとめ（令和7年7月）を踏まえ、事業活動を通じたつながりづくりや、雇用主としての社員の退職後までを見据えたつながりづくりに関する**先駆的な民間企業の取組事例を収集・分析・整理し、得られた成果を全国展開することにより、多種多様な民間企業におけるつながりづくり等の取組を促進**する。

- 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 200

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした**孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図る**とともに、効果的な支援方法等の検討を行う。

- 孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備 390

孤独・孤立を抱えた人が誰一人支援から取り残されない社会を目指し、身の周りの孤独・孤立を抱えた人をできる範囲でサポートする「**つながりサポーター**」の養成・普及、孤独・孤立の悩みを受け付ける相談窓口の設置、**社会全体での孤独・孤立対策に係る理解増進を図るための広報を推進**することにより、**孤独・孤立を抱えた人が支援を求めやすい社会環境の整備を図る**。

- 孤独・孤立対策推進交付金 120

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援する。

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）等に基づき、安定的・継続的な孤独・孤立対策の推進体制の整備を促進するとともに、地方公共団体及びNPO等への支援、孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化等を通じて、政府一丸となって対策の一層の強化・深化に取り組む。

- **孤独・孤立対策の推進** **238(210)**
 - **孤独・孤立の実態把握** **46(46)**

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施する。令和8年度においては、10歳～15歳の者を調査対象に加え、子どもの孤独・孤立の実態を把握することを目指す。
 - **NPO等との連携** **29(29)**

関係省庁及びNPO等と連携しながら孤独・孤立対策に関する施策を総合的に進めていくため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動（分科会の開催）、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動（シンポジウムの開催）、情報共有・相互啓発活動（メールマガジンの発信、孤独・孤立対策に資する調査など）を促進する。
 - **孤独・孤立対策推進交付金** **136(136)**

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。
 - **地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査** **25(新規)**

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。

地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和8年度概算決定額 **3.0億円**（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係 **1.0億円**）

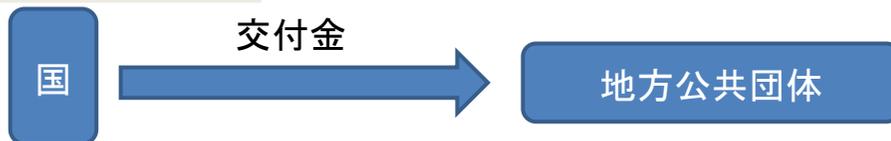
事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 女性の視点に立った、地域の女性が働きやすい雇用環境の創出等に資する、女性の起業を後押ししていくことも重要です。
- 様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いため、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 0.7億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型 1.3億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 1.0億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようなNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
 - (A) 寄り添い支援型プラス 【補助率】2分の1
 - (B) つながりサポート型(NPO活用特化) 【補助率】4分の3
 - (C) 男性相談支援型 【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

DV被害者等セーフティネット強化支援事業

令和8年度概算決定額 3.1億円
(令和7年度予算額 3.1億円)

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・配偶者暴力支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最高となって以降、高水準で推移（年間約12万件）。
 - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充や協議会の設置等を定めた改正配偶者暴力防止法が施行。など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が懸念される状況にあり、財政面、人的基盤等が厳しい状況にある民間シェルター等の官民連携による活動の促進や、相談体制の充実などが更に重要になっています。
- 「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」においても、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組を支援すること、改正法に係る周知広報や研修を実施すること、地域における相談対応を支援すること等としています。

事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）
交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の取組を促進するための経費
①受け入れ体制整備 ②専門的・個別支援
③切れ目ない総合的支援
④加害者プログラムの実施 等

交付率：国3/4

- 配偶者暴力相談全国共通番号（#8008）の運用



DV被害者等セーフティネット強化支援事業（DV相談プラス事業）

令和7年度補正予算額 3.2億円

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充等を行う改正配偶者暴力防止法が施行
 - ・チャット相談の件数は年々増加傾向など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が想定される状況にあります。DV被害者が速やかに相談し、途切れのない支援を受けられる「DV相談プラス」の実施により、相談対応体制の充実を図ります。

事業イメージ・具体例

- DV相談プラス
 - ①24時間対応の電話相談 ②チャット相談
 - ③外国語でのチャット相談 ④WEB面談
 - ⑤同行支援 ⑥相談員の研修
 - ⑦シニアアドバイザーの配置による地方公共団体等に対するヘルプデスクの運用 等



24時間電話相談

つながり 早く

0120-279-889

チャット相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語（チャット相談）にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

警察庁における孤独・孤立対策施策

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」

○ 令和8年度予算案 10,544千円

○ 概要

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

◆ 都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用

◆ 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知

を実施している。



犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備

○ 令和8年度予算案 108,707千円

○ 概要

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおりカウンセリング体制を整備している。

◆ カウンセリングに関する専門的技術を有する職員（部内カウンセラー）の配置

◆ カウンセリング費用の公費負担制度

◆ 部外カウンセラー（民間の精神科医やカウンセラー）との連携



犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携した支援

○ 非予算事業

○ 概要

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

◆ 犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

◆ 電話相談、面接相談

◆ 病院や裁判所等への付添い

◆ 被害者・遺族の自助グループ支援

◆ ボランティア相談員の要請・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

警察庁における孤独・孤立対策施策

ストーカー・DV事案等の被害者等の一時避難に係る経費

○令和8年度当初予算案 27,416千円

○概要

ストーカー・DV事案等への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要があるところ、この種事案の被害者等は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇する例が見られることから、この種事案の被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を予算措置している。

非行少年を生まない社会づくりに係る経費

○令和8年度当初予算案 34,799千円

○概要

問題を抱えた少年に対する継続的な助言を行うとともに、個々の少年の状況に応じて、社会奉仕体験活動や農業体験活動等の生産活動、スポーツ活動等への参加の促進等、非行少年を生まない社会づくりのための費用を予算措置している。

地方消費者行政強化交付金について

令和8年度当初予算案：15.0億円
令和7年度補正予算：17.6億円

- 衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、
- (1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が**推進事業終了により後退しないための適切な対策**を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
 - (2) 「待ち」の対応から転換し、**地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実**の取組、
 - (3) 相談員の**担い手確保のための計画的・効果的な取組**、SNSにおけるトラブルなど**複雑・高度な相談への対応力強化**、
 - (4) **広域連携による効率的な相談体制の構築**、
等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）。

新たな枠組み

支援メニュー



- ① **相談機能維持・未然防止強化型 (補助率：定額)**
 - ✓ 相談機能維持、被害の未然防止活動強化を前提に、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中（令和8～11年度）消費生活センター等の運営を継続できるよう支援（定額）
- ② **広域連携推進型 (令和11年度まで定額、その後原則2/3※)**
 - ✓ 広域連携による消費生活センターの運営を支援（令和16年度までの間の措置）
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定
- ③ **地方消費者行政推進型 (定額)**
 - ✓ 従前の推進事業（活用期間の特例により令和9年度まで継続）
- ④ **相談・見守り連携強化型 (原則1/2)**
 - ✓ 消費生活相談員が相談に従事しつつ、出前講座、見守り活動を行う者へ情報提供を行うなど、相談と見守りの連携強化や新たな役割、業務の高度化等に相応しい処遇の実現を支援
- ⑤ **広域連携強化型 (原則2/3)**
 - ✓ 中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援
- ⑥⑦ **担い手確保、人材育成・強化型 (原則1/2)**
 - ✓ 都道府県による消費生活相談員の計画的育成・確保の取組を支援
 - ✓ SNSトラブルなど複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援
- ⑧ **重点課題対応型 (原則1/2)**
 - ✓ 既存の強化事業を改組。時々の重点課題への取組を支援

見守り活動促進事業（消費者庁地方協力課）

令和8年度予算（案）額 72百万円
（令和7年度予算額 70百万円）

事業概要・目的・必要性

- 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、国及び地方公共団体の機関は、消費者の消費者生活における被害の防止等の取組を効果的かつ円滑に行うための消費者安全確保地域協議会を組織することができることとされ、協議会の構成員は、見守りなどの取組を行うことが規定されています。
- 見守り活動の推進については衆議院・消費者問題特別委員会での決議「地方消費者行政の充実・強化に関する件」でも言及されたほか、第5期消費者基本計画や経済財政運営と改革の基本方針2025において、取組の充実・強化が盛り込まれたところです。
- 具体的には高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要がある中、これまでの「待ち」の相談対応のみでは被害が埋もれてしまうことから、地域に積極的に出向いていく見守り活動の促進が求められています。
- 本事業では、消費者被害の防止、早期発見、救済のための見守り活動に積極的かつ先進的に取り組む自治体等を支援するとともに、全国への普及を促進します。

事業イメージ・具体例

これまでのモデル事業の成果を踏まえつつ、人口規模等、地域の実情等に応じた効果的な見守り活動の実装等を進めます。

<事業例>

- これまでのモデル事業により構築した先進的取組の地域への実装支援
 - 都道府県による市町村への後方支援モデルの創出
 - 消費生活協力員・協力団体の養成（講座の開催、地域連携の促進等）
 - 先進事例の収集・横展開
- など

資金の流れ



期待される効果

- 本事業を通じて、消費生活相談対応と効果的な連携を含めた全国の見守りネットワークの活動促進を図り、地域の消費者被害の未然防止、早期発見、救済を可能とする体制構築につなげます。

〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

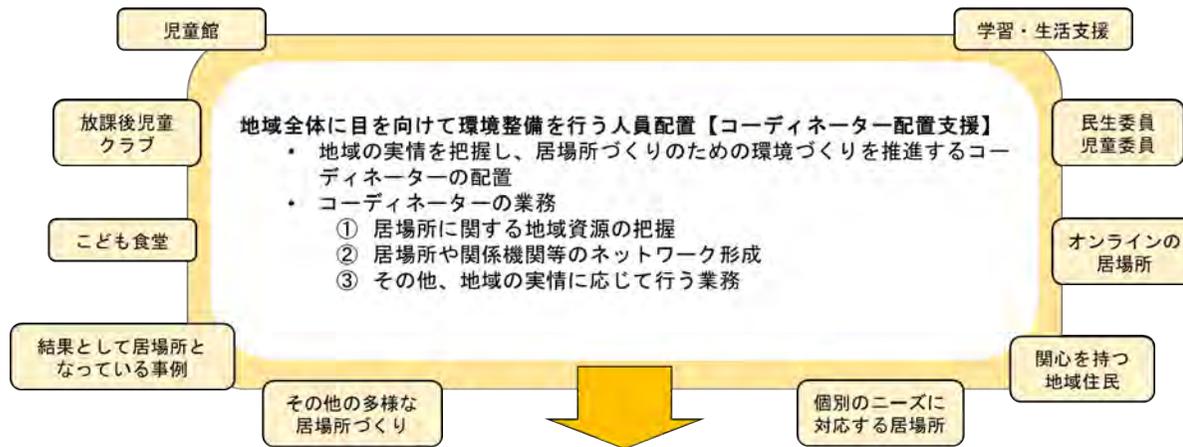
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,489千円
1 指定都市あたり	5,842千円
1 特別区・中核市あたり	3,683千円
1 市町村あたり	2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,502千円
1 指定都市あたり	4,090千円
1 特別区・中核市あたり	3,849千円
1 市町村あたり	2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】都道府県、市町村
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 自治体あたり 5,000千円



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おもちゃ等）の提供等を行う
 > 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

エ 備品等購入支援

- ①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
- ②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域で子ども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

○要支援児童等支援強化加算

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携

要保護児童
対策地域
協議会

支援が必要な子ども

市区町村

地方自治体

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は一般会計繰入が概ね特別区の一般会計繰入の平均未満の市町村のみ
 財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円

令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 若者は、こどもが成長の過程を経て大人となるまでの移行期の中にあり、その実態は、近年の社会状況の変容により、従来から大きく変化及び多様化していると考えられる。そのような中、就労、教育など各省庁の所管分野ごとの縦割りに陥ることなく、こども家庭庁として若年世代に対する施策についての総合調整を担い、関係施策を推進していくことが求められる。
- そのため、まずは、困っている若年世代、迷っている若年世代、より知りたい、より良い選択をしたいと思う若年世代、社会参画を求める若年世代などの、多様な境遇にある若年世代が現在又は将来にわたり、社会で生きていくためにどのような意識を持っているのかを総合的に把握するための調査を実施し、若年世代に対する施策の企画・立案の基礎資料を得ることを目的とする。

事業の概要

1. 先行して実施されている若年世代に関する調査研究の把握・とりまとめ
各府省や民間機関などにおいて過去に実施された若年世代に関する調査研究について把握・分析・整理を行う。

2. 若年世代に対するアンケート調査の実施
15歳から39歳までの男女約10万人を対象に、以下の事項について調査を行う。

【調査事項（案）】

- ・ 困っていること（家族関係・人間関係、仕事・キャリア、お金、生活・住まい）、
- ・ 迷っていること、より知りたいこと、より良い選択を取りたいと考えていること、
- ・ チャレンジしたいこと、求める社会参画の在り方、
- ・ 自己認識（自己肯定感、幸福感） 等
- ・ 支援の認知、ニーズ、
- ・ 緊急時に頼れるところの認知、
- ・ 若者支援施策・取組の認知度、

※調査票設計にあたっては若者支援団体等との連携を図る。

※「こども若者★いけんぷらす」を活用して、調査回答希望者の回答を可能にする。

実施主体等

【実施主体】 国（委託）

デジタル推進委員等の取組について（概要）

目的

- デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行う方をデジタル推進委員として任命。
- デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくため、幅広い国民運動として展開。

デジタル推進委員等の募集対象

デジタル推進委員

- ① **関係省庁**（総務省、厚労省、文科省等）の**実施事業**において、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法をサポートする者
- ② **自治体、経済関連団体、ボランティア団体等の取組**において、高齢者・障害者等の方々に対し、
 - 各地で実装されているデジタルサービスの利用方法
 - デジタル機器・サービスの利用方法
 - マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法に関する内容について教える※・サポートする者。
※ 教える際に活用する動画教材等を提供

デジタル推進よびかけ員

- ③ デジタルと聞いただけで躊躇する高齢者等が取り残されないよう、**地域で身近に声がけ（参加の呼びかけ等）を行う者**（自治会・町内会、ボランティア団体等）
※ 段階的に対象を広げていくことを想定

デジタル大臣による任命

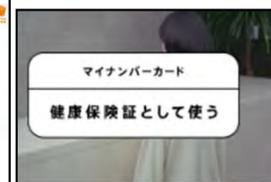
● 応募手続等

- － 原則オンラインで応募受付
- － オンラインで動画視聴
- － 毎年度更新



● 活動を後押しする取組

- － オープンバッジ※の付与
※ SNSや名刺等に活用できる電子的な画像
- － デジタル推進委員同士の意見交換や情報共有・提供等
- － マイナンバーカード関連の動画等をデジタル庁のサイトで提供。



コミュニティ形成支援事業

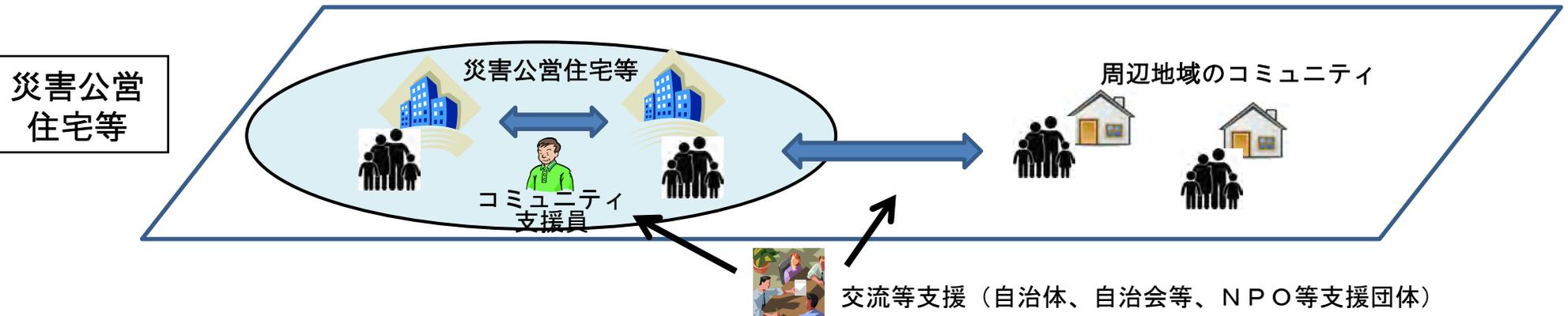
【被災者支援総合交付金】

趣 旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

事業の概要

- ①災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材(コミュニティ支援員)を配置。



「心の復興」事業

【被災者支援総合交付金】

趣 旨

- 閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体(NPO)等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災者自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

孤独・孤立対策の一環として、聞こえにくさを感じる障害者や高齢者が、電話によって円滑に意思疎通を図ることができる電話リレーサービスの周知広報などを通じて、聴覚障害者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与することを目指す。

国民への普及啓発

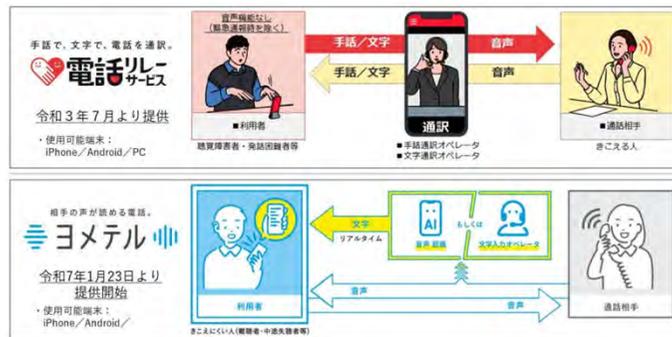
●電話リレーサービス【電話リレー法第3条第2項】

令和7年度実施の「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」を踏まえ、引き続き、国の責務（法第3条）として求められている広報活動等により国民の理解を深め、協力を求めるための取組(※)を実施。

(※電話対応業務に携わる方等向けの講習会等)

【(参考) 電話リレーサービスの概要】

(注)電話リレーサービスの提供は「交付金・負担金」制度による非予算事業



(特徴)

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づくサービス
- 総務大臣が指定した「提供機関」が提供
 (一財)日本財団電話リレーサービス
- 24時間365日対応する公共インフラとして提供
- 緊急通報(110、119等)にも対応
- 利用者数約2.3万人、年間通話件数約44万件
 2026年2月末現在
- 通訳等に係る費用は「交付金・負担金」制度で広く負担

(利用者の声)

(一般の電話と同様、通話料は利用者が負担)

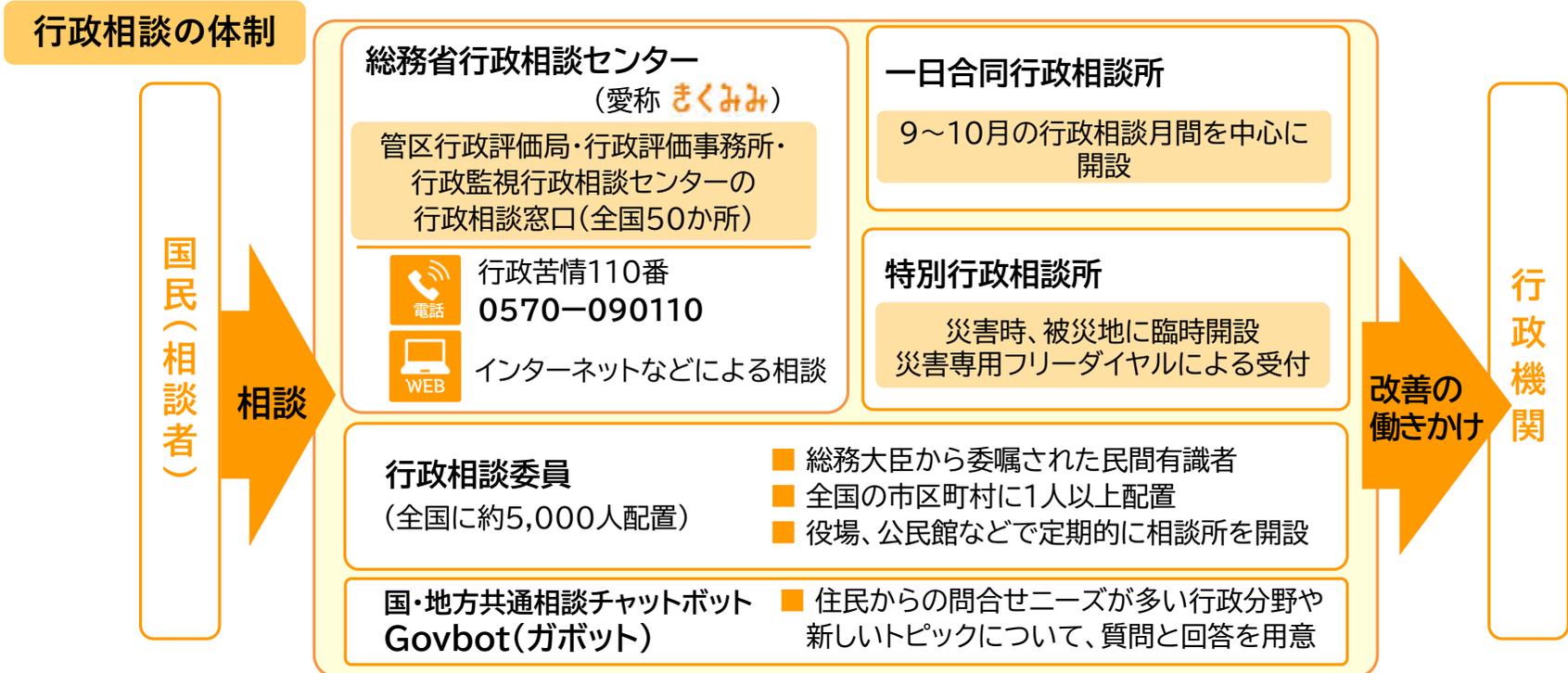
日常生活や社会経済活動が便利になったとの声や、自立した生活に不可欠なツールとなったとの声が多く寄せられている。

- [社会的バリア軽減と自立] きこえる家族、知人等に頼らず自分の意志で連絡・対応ができる
- [即時性とスピード感] メールやFAXよりも即時性が高く、確認や予約がスムーズにできる
- [生活・業務の質の向上] 病院やホテル等の予約、緊急連絡、業務連絡などで利用
- [精神的負担軽減] 家族や他人に電話を依頼する気まずさや時間的制約から解放
- [安心感・信頼感の向上] 本人確認等が自分で実施でき、内容も把握できる



【概要】

- 行政相談は、各府省の所掌にとらわれず、どこに相談したらよいか分からないものを含め、国民からの困りごとを様々な窓口で受け付け、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る仕組み。
- 孤独・孤立対策の一環として、孤独・孤立問題を抱える方などに対してWeb広告を活用した広報を実施する。



Web広告の実施概要

① Web広告に出稿

行政相談を紹介する広告をタップ

② 広告から行政相談の「特設ページ」に遷移 → ここから直接、電話・メール相談可能

「相談する」をタップ

【定義】地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の主体がバラバラに取り組むのではなく、多様な主体が参画し分野横断的に活動する「地域運営組織（RMO）」の形成・持続的な運営が地域づくりのインフラとして重要
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、買い物支援、公共ライドシェアなど多様
- 全国には8,193組織、地域運営組織が形成されている市区町村数は893団体（令和6年度総務省調査）

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織に対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう小田切明治大学教授を座長とし調査研究を行うとともに、全国セミナーの開催等（※）により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押し

※令和7年度は青森県、福島県、長野県、鹿児島県でハイブリット開催

地域運営組織の活動事例

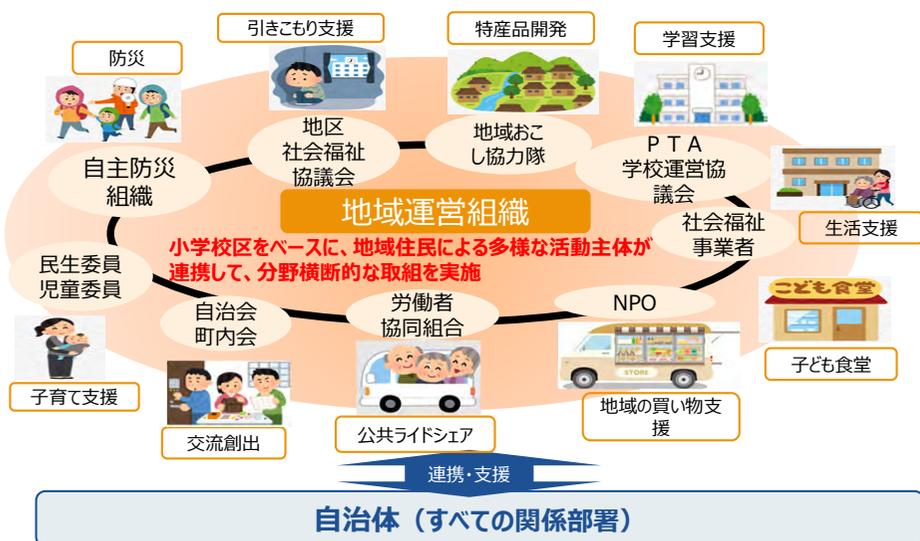
生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドと日用品店舗が閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となりガソリンスタンドと食料品店舗の複合施設の更新等を実施。
- 食料品店舗内には交流や談話できるサロンスペースがあり、地域住民が気軽に立ち寄れる拠点にもなっている。



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



保護司とは

【R7年度補正予算額 9,794千円の内数】
【R8年度予算(案)額 4,874,960千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国883の区域（保護区）に配属され活動している。
- ・ 現員数は約46,000人（充足率は約88%）

3 任期

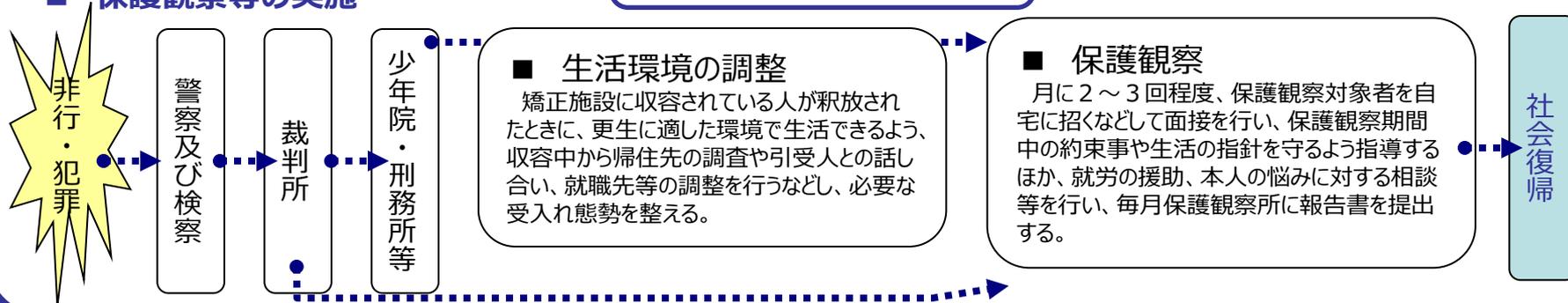
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

訪問支援事業について

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

背景・導入の経緯

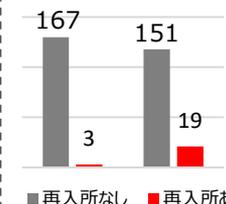
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援群 対照群



結果

訪問支援群 **1.8%**

⇔ 対照群 11.2%

訪問支援群の方が
有意に再入所が少ない

訪問支援は
再犯防止に効果あり

対象

令和6年4月から令和7年3月までの間に
訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法

- 訪問支援を実施した者（訪問支援群）
- 訪問支援を実施しなかった者（対照群）

について、令和7年3月末までに退所後の犯罪により
受刑のため**刑事施設に再入所した者の割合**を比較

概要

実施施設

令和7年度は**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
(令和8年度は20施設に拡充予定)

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者
であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の
方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**などにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



更生保護施設

更生保護施設職員
(訪問支援職員)



更生保護施設
退所者等

令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

- ※ 地方自治法に定める特別区を含む
- ※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
 又は体制の拡充に必要な経費
 運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
 に必要な経費

■ 交付率

原則として必要な経費の2分の1
 （共同方式により整備事業を行う場合は10分の10）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

■ 交付限度額

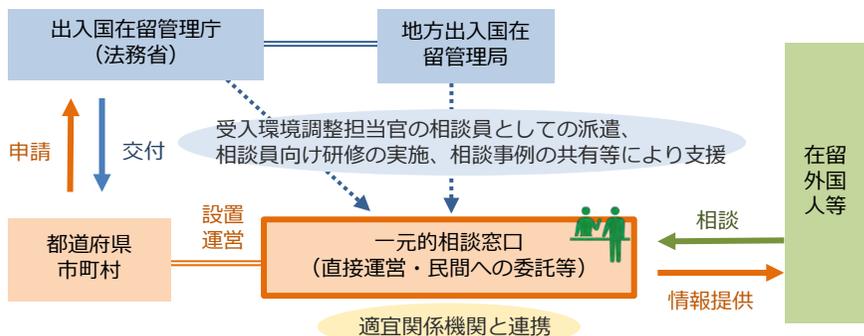
○整備事業

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

○運営事業

区分	外国人住民数	交付率	
		単独方式の場合	共同方式の場合
都道府県・市町村	20,000人以上	1,000万円	1,200万円
	10,000人～19,999人	900万円	1,080万円
	5,000人～9,999人	800万円	960万円
	2,000人～4,999人	500万円	600万円
	1,000人～1,999人	300万円	360万円
	1,000人未満	200万円	240万円

事業スキーム



令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。（物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。）
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。

多言語での情報提供の課題

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信



情報の発信が日本語のHP内で行われることが多く、多言語化された情報にたどり着けない！

対応策

外国人が生活する上で知っておくべき制度、ルールやマナーなどの情報をポータルサイト内にリンク掲載。
⇒ポータルサイト内ではパソコンやスマートフォンの設定言語に自動翻訳(109言語対応)。
ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

1. テーマ別ページ



2. 生活・就労ガイドブック



3. 特設ページ



4. やさしい日本語関連情報



- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った12のテーマ別に情報を集約。
- 定期的に更新し、最新の情報を掲載。

- 「生活・就労ガイドブック」をやさしい日本語を含む20言語で掲載。

- マイナンバーカードの取得方法等の解説や、災害時に役立つ情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

期待される効果

- 外国人がそれぞれの使用言語で、容易に最新の情報にアクセスすることができる環境を構築
- 外国人が、日本で生活する上で知っておくべきルールやマナーなどを動画等により分かりやすく把握できる。



在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託（外務省領事局海外邦人安全支援室）

令和8年度概算決定額 5,778千円
（令和7年度予算額 6,409千円）

事業概要・目的

○ 外務省は、在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内NPOと連携した取組を開始した。これらのNPOの一つによれば、外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談数は増加しており、ポスト・コロナに向けた海外渡航者数の回復に伴い、今後は相談数が更に増加していくことが予想されている。

○ 国内のNPOは、増加する相談案件に対応することで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多く、在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状。NPOの海外安全にかかる相談能力の向上は急務となっている。なお、これらの相談対応をまとめた報告書は、今後の海外における孤独・孤立の実態把握にも繋がることが期待される。

○ また、在外邦人の間では、孤独・孤立問題に対する感度・理解度が国内に比べ高くなく、専門家でない外務省職員による本問題の認知度向上の取組には限界があり、実際に相談に応じているNPO団体が海外に出張して講演会活動を行うことで、本問題の海外における認知度の飛躍的向上が期待できる。

○ 根拠となる政策等：

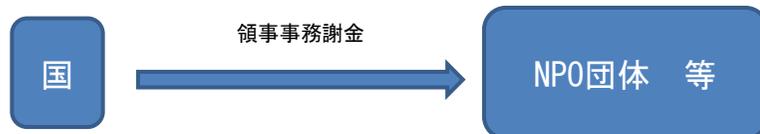
➢ 第1回孤独・孤立対策推進本部における岸田総理発言（令和6年4月19日）抜粋
「関係大臣におかれては、既存の施策の運用改善や新規施策の検討など、更なる推進につながる取組をしっかりと検討してください。」

➢ 参議院予算委員会における林外務大臣（当時）の答弁（令和5年3月1日）抜粋
「・・・外務省としては、在外邦人から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応していくためには、在外公館職員による対応に加えて、相談対応の最前線に立つNPOの活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えており、必要な施策を不断に検討して参りたいと思います。」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- チャット相談を受け付けているNPOの能力向上により、海外からの相談に対応する体制が強化され、在外邦人に寄り添った一層きめ細やかな邦人保護が可能となる。
- NPOが海外での講演活動を行うことで、孤独・孤立問題の認知度を飛躍的に高めることができる。

文部科学省における孤独・孤立対策に関連する取組について

孤独・孤立対策の基本方針

- 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する



文部科学省における取組

学校

- いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業
- 不登校児童生徒に対する支援推進事業
- 児童生徒の自殺予防
- 学生のメンタルヘルスケア支援等
- 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

地域社会

- 地域における家庭教育支援
- 中卒者や高校中退者への学習支援
- 学校卒業後における障害者の学びの推進
- 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

スポーツ・文化

- スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実
- 博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援

研究

- 孤独・孤立の予防のための社会的仕組みの創出に資する研究開発

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

① 施策の目的

・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 助成先

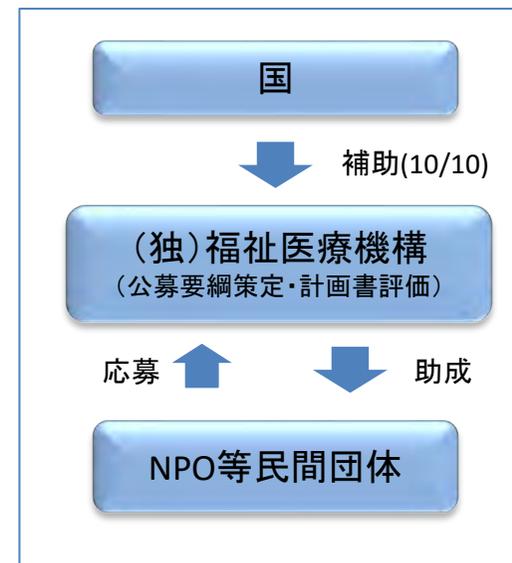
生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2) 助成対象事業

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度当初予算案 33億円 (32億円) ※ ()内は前年度当初予算額

(うち一部が孤独・孤立対策分)

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

等

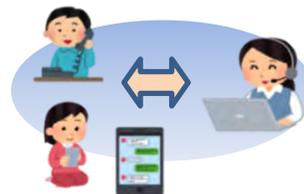
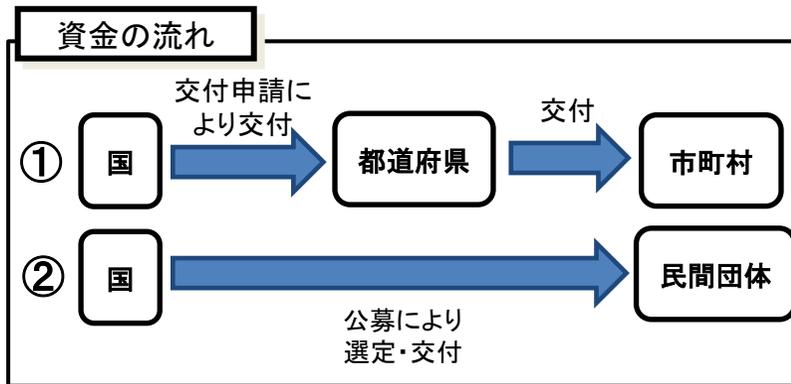
<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

等

3 実施主体等

- 実施主体: ①都道府県・市町村
(交付率: 1/2,2/3,10/10)
: ②民間団体
(交付率: 10/10)



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索できるサイトです。



① 支援情報検索サイト <https://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

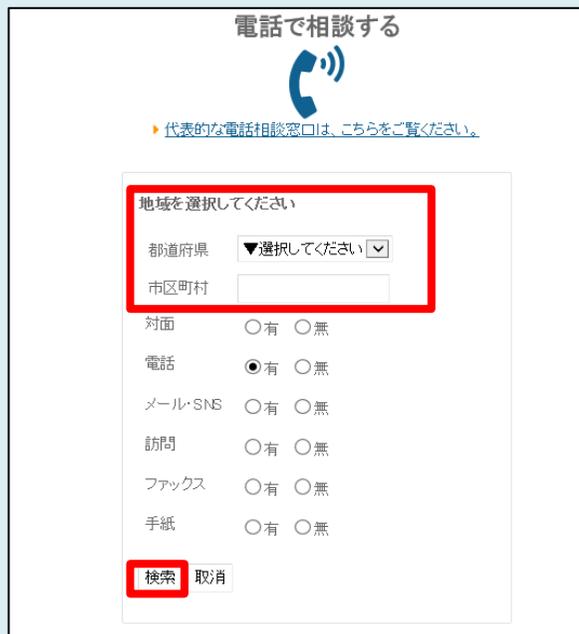
② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂木

地域若者サポートステーション事業

令和8年度当初予算案 47億円 (47億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 3.6億円

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。（全都道府県179か所に設置）

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画**を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談**等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップ**に向けた**フォローアップ**相談を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。



就職等者数

12,282人

(令和6年度)

就職等率

(=就職等者数/新規登録者数)

73.7%

(令和6年度)

総利用件数

494,669件

(令和6年度)

新規登録者数

16,670人

(令和6年度)



施策名：身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 施策の概要

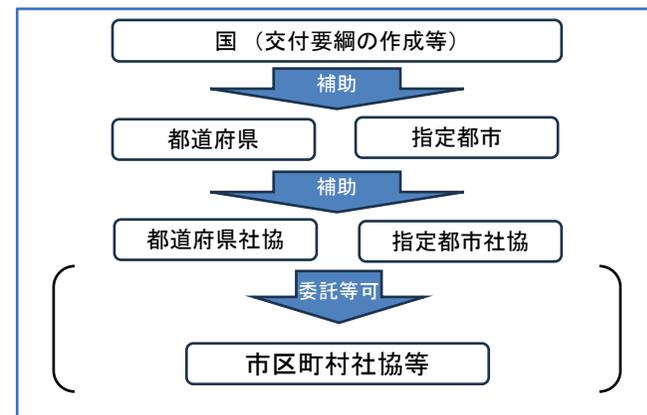
都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
(事業の一部を委託可)

【取組内容】
日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

- ①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
- ②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

施策名：薬剤師等を活用した市販薬濫用防止対策事業

① 施策の目的

近年、若年者を中心としてオーバードーズが社会問題化していることを踏まえ、ゲートキーパーとしての薬剤師等を通じた医薬品の濫用のリスクを含めた啓発や、相談支援の充実等に取り組む。

② 施策の概要

(1) 販売時等における啓発活動

・「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル」※等を活用した対応事例の収集、周知

(2) 若年層を対象とした啓発活動

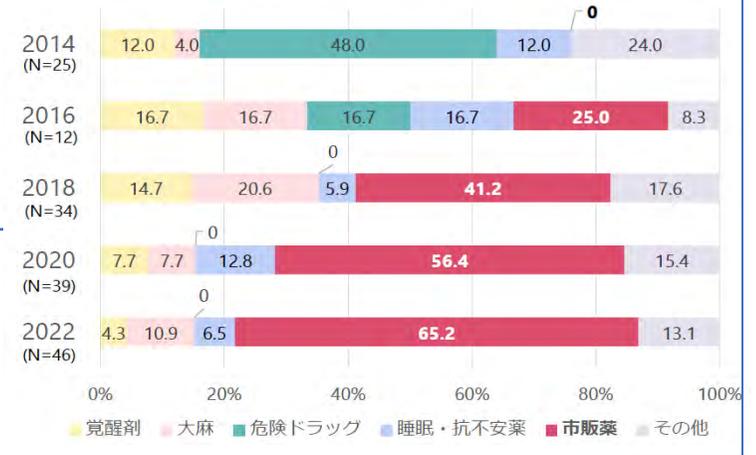
・学校薬剤師による学校等における啓発事例の収集、周知

(3) 薬剤師等の対応力向上

・医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師を対象とした研修の実施

※令和5年度補正予算「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業」で作成。

全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：民間事業者(委託)



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業により、特に子ども・若者のヘルスリテラシーの向上が図られ、国民の保健衛生上の危害の発生・拡大の防止等に寄与するものである。

人間関係を豊かにするつながり・居場所づくり

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）
（R8予算案：1,896百万円の内数）

「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月31日食育推進会議決定）に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進。

食品アクセス確保対策事業（R8予算案：15百万円）

食品アクセス確保緊急支援事業（R7補正予算：600百万円）

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、フードバンクやこども食堂等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施。

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）（R8予算案：7,045百万円の内数、R7補正予算：2,925百万円の内数）

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、令和6年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」（令和6年6月5日農福連携等推進会議決定）に基づき、この取組を推進。

孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）
（R8予算案：1,896百万円の内数）（再掲）

食品アクセス確保対策事業（R8予算案：15百万円）（再掲）

食品アクセス確保緊急支援事業（R7補正予算：600百万円）（再掲）

職場等での心の健康の保持増進を目指した介入のエビデンス構築に関する実証事業

	<p>堤班（北里大学）</p>  <p>労働者の抑うつ・不安の予防に対する職場での研修等を通じた効果検証</p>	<p>古川班（京都大学）</p>  <p>労働者の抑うつ・不安の予防に対するスマートフォンアプリ等を通じた認知行動介入（※）研究 ※認知や行動に働きかける介入方法</p>
<p>介入内容</p>	<p>職場において、教育（①対労働者②対管理職）、③環境改善④身体活動の促進等の介入を行い、介入を行っていない群（基礎的な知識をまとめた小冊子の提供）と比較して効果を検証。</p> <div data-bbox="404 578 953 863"> </div>	<p>行動活性化・コミュニケーションスキル育成等の効果があるコンテンツをアプリを通じて提供し、介入を受けた群と、受けていない群を比較して効果を検証。</p> <div data-bbox="1108 492 2020 892"> </div>
<p>目標数</p>	<p>140事業場、18,220人程度</p>	<p>4,200人程度</p>
<p>介入期間</p>	<p>1～12ヶ月</p>	<p>1～50週</p>
<p>評価指標</p>	<p>抑うつ・不安の改善</p>	<p>抑うつ症状・大うつ病の発症</p>

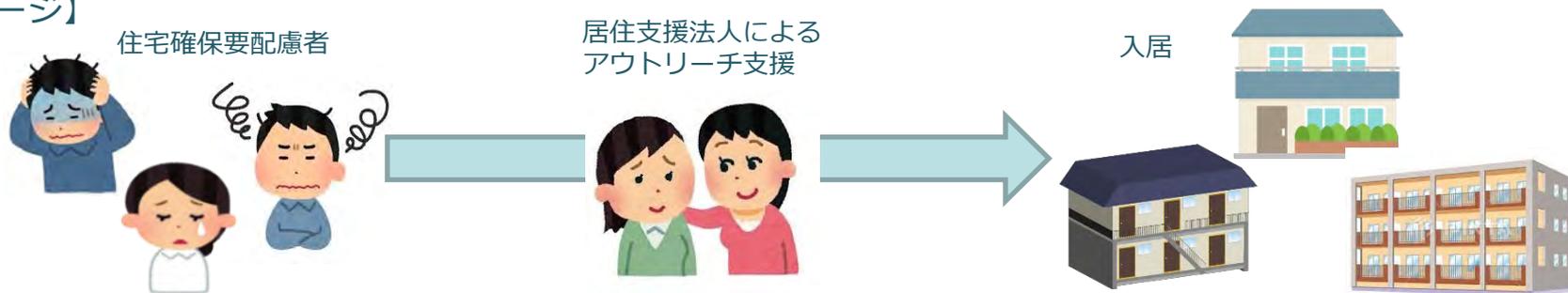
<p>2020年度</p>	<p>2021年度</p>	<p>2022～2023年度</p>	<p>2024年度</p>	<p>2025年度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業の詳細立案：実際の取組をベースに取組等をデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究班採択（新規公募・交付決定） 【実証開始】 ・介入手法の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・介入手法の開発 ・観察対象となる集団を形成（多地点を想定） ・介入の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・介入終了後の解析 ・保険者取組を見据えた費用対効果分析等による普及策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得エビデンスに基づく介入手法の確立 【実証終了】

居住支援法人等に対する活動支援

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



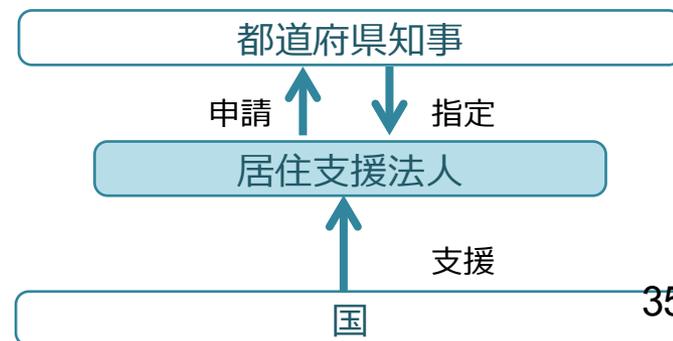
居住支援法人への支援②：セーフティネット住宅等改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット住宅等として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（1,120者が指定（R7.12.31時点））

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

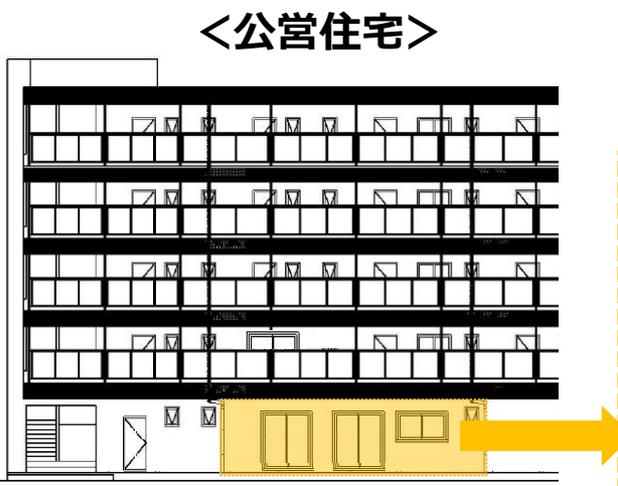
【制度スキーム】



公営住宅等における交流スペースの設置支援

交流スペースの設置支援

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を支援



＜公営住宅＞

公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入



＜交流スペース＞



＜セーフティネット登録住宅＞
＜サービス付き高齢者向け住宅＞

セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用

都市公園の事例についての収集・周知

多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む都市公園の事例について収集・周知を図る。

■ 緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む事例

公園愛護会(神奈川県横浜市)

- 公園愛護会は、身近な公園で日常の清掃、草刈等の美化活動等を行うボランティア団体。
- 横浜市は、公園愛護会の支援窓口として、「公園愛護会等コーディネーター」を各区土木事務所と公園緑地事務所に1名ずつ配置し、支援を行っている。

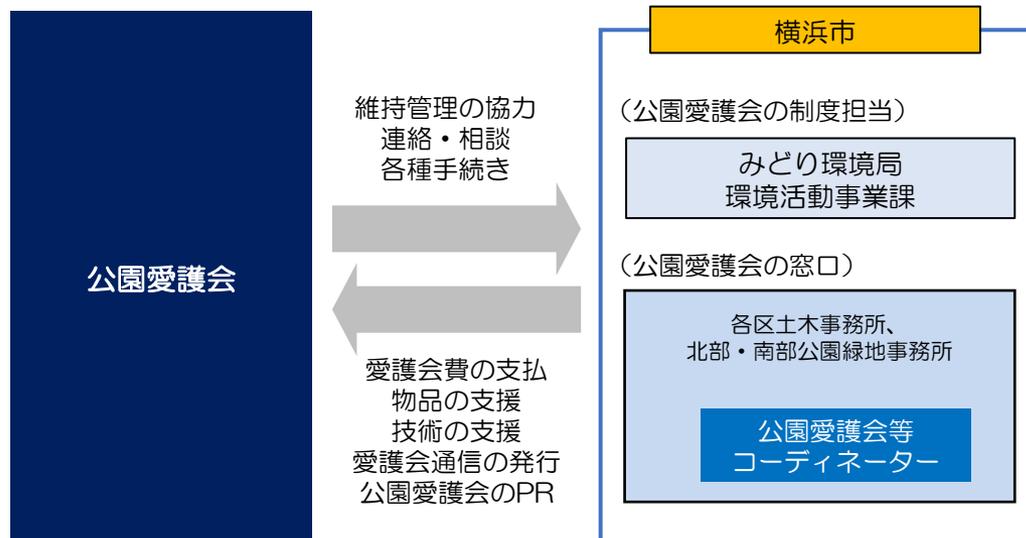
取組内容

- 公園愛護会は、日常の清掃や草刈、除草、中低木や花壇の管理、利用者へのマナー啓発、地域イベントの実施など、地域毎に様々な活動を行っており、健康づくり事業と連携した「公園de健康づくり事業」等も展開している。



公園愛護会の活動の様子

関係主体、実施体制



公園愛護会・支援の仕組み

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001598496.pdf>

1 「つながりの場所」としての自然公園の活用<<国立公園満喫プロジェクト推進事業>>

【令和8年度（案）：99百万円】

- 孤独・孤立に悩む方々を含め、自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供するための取組の推進

各国立公園の自然体験アクティビティについて情報発信▶



2 フードドライブの推進<<食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業>>

【令和8年度（案）：150百万円 令和7年度補正：150百万円】

- 生活困窮者の支援として、家庭で余った食品を回収し、支援団体や福祉施設等へ寄附するフードドライブの取組の推進

3 地域における効果的な熱中症予防対策の推進<<熱中症対策推進事業>>

【令和8年度（案）：450百万円 令和7年度補正：130百万円】

- 孤独・孤立の問題を抱える方々等への見守り・声かけを行うための、地方公共団体職員等への研修の実施
- 熱中症対策を実施できるような国民向けの普及啓発の実施

熱中症警戒情報等の発表▶



孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

1 カウンセリング・相談体制の充実（令和8年度予算案：約2.5億円）

(1) 現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

(2) 具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
 - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい
 - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施
 - カウンセリング等の利用啓発のため、健康状態に問題がない職員も含め、多くの職員にカウンセリング体験を積極的に実施するよう推進
 - 職員を円滑に相談させられるよう、上司とカウンセラー等の連携を促進
 - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置



自殺事故防止ポスター



LINEを活用した相談窓口

2 メンタルヘルス教育の実施（令和8年度予算案：約0.2億円）

(1) 施策概要

防衛省・自衛隊において、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を広めるため、全職員に継続した教育を実施し、職員が周囲に相談しやすい環境の醸成に努めている。

(2) 目標

- 全職員に年1回を目安に継続した教育を行うこととしており、着実に実施する。
- 長期的には、職員に対する教育効果を高めるため、引き続き新たな教育ツールの在り方を検討する。

(3) 具体的取組

- 各種研修・講演会等対面教育の実施
- メンタルヘルス講演会の動画を配信
- 新たな教育ツールの在り方については、引き続き検討。既存の教育ツールについては、R7年度に改訂される教育資料（メンタルヘルスケアガイドブック、こころのセルフケア）を配布予定



職員に対するメンタルヘルス教育の様子



防衛省



防衛省

防衛省・自衛隊独自の教材の一例